

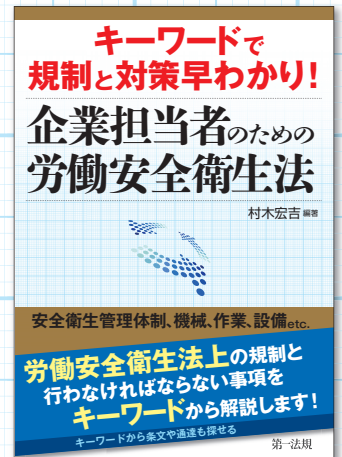
キーワードで 規制と対策早わかり!

企業担当者のための 労働安全衛生法

村木宏吉 編著 A5判・716頁 定価：本体5,500円+税

本書の特色

- 安全衛生管理体制、機械、作業、設備等、労働安全衛生上の重要な項目をピックアップ!
- 項目ごとに規制に関する[基本解説]とキーワードをまとめて収録!
- キーワード解説には条文、通達を示して根拠を明示!
- 内容現在：2016年10月1日



目次

尿検査……………604	第5章 受動喫煙防止
肺結核以外の合併症の検査……………604	概説……………621
BMI……………604	Keyword……………622
保健指導……………604	喫煙対策……………622
面接指導……………605	受動喫煙……………622
雇入れ時の健康診断……………607	職場の喫煙対策……………622
有機溶剤等健康診断……………608	第7編 快適な職場環境の形成のための措置
有所見率(定期健康診断の)……………608	概説……………625
レーザー光線……………609	Keyword……………626
第3章 心の健康づくり	快適職場(快適な職場環境)……………626
概説……………610	産業保健推進センター……………626
Keyword……………611	地域産業保健センター……………627
ストレスチェック……………611	トータル・ヘルス・プロモーション・プラン (THP)……………627
地域産業保健センター……………613	都道府県産業保健総合支援センター……………628
パワーハラスメント(職場の)……………614	第8編 免許等
保健指導……………615	概説……………631
面接指導……………615	Keyword……………632
メンタルヘルス……………615	衛生工学衛生管理者……………632
第4章 過重労働による健康障害防止対策	エックス線作業主任者……………632
概説……………616	化学設備関係第一種压力容器取扱作業主任者……………632
Keyword……………617	ガンマ線透過写真撮影作業主任者……………632
過重労働(による健康障害)……………617	技能講習……………633
過労死……………618	技能講習修了証明書……………633
脳・心臓疾患……………618	教習……………633
保健指導……………620	業務規程……………633
面接指導……………620	指定試験機関……………634

目次

第1章 企業種

Keyword

安全衛生推進者

次に掲げる業種に属する事業場で、常時使用する労働者数が10人以上50人未満のものにおいては、安全衛生推進者を選任し、その者に当該事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければならない(法12の2、同12の3)。

- (1) 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- (2) 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

これらの業種は、安全管理者並びに衛生管理者を選任すべき業種と同一である。

安全管理者又は衛生管理者が安全衛生業務の技術的事項を管理する者であるのに対し、安全衛生推進者は、安全衛生業務について権限と責任を有するもの指揮を受けて当該業務を担当する者である。

派遣労働者については、派遣元の事業者と派遣先の事業者のそれぞれに使用されるものとして取り扱われる(労働者派遣法45)。この場合、

派遣先はその業種によって衛生推進者の選任のみでよい場合もある。

安全衛生推進者は、その事業場に専属の者を選任するのが原則であるが、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りでない(同12の3(2)こととされている)。

なお、分社化された企業の安全衛生推進者について、親会社の安全衛生推進者が子会社の安全衛生推進者を兼務することの要件が定められている(平18.3.31基発0331005)。

条文・安全衛生推進者等の氏名の周知 同12の4

安全衛生推進者の要件 安全衛生推進者等の選任に関する基準 (昭63労告80)

通達 解釈例規 昭63.9.16基発601の1、昭63.9.16基発602の1

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について(安全衛生推進者等養成講習について) 平21.3.30基発0330034
- 安全衛生推進者等の選任制度の運用について 昭和63.12.9事務連絡
- 建設業における安全衛生推

Keyword

ストレスチェック

1 意義

平成27年12月1日から、事業者は、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査等を実施しなければならないこととされた(法66の10)。ただし、常時使用する労働者数が50人未満の事業場においては、当面の間義務とされている。これをストレスチェックという。

2 実施方法等

検査の実施方法(同52の9) 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次に掲げる事項について法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下本項において「検査」という。)を行わなければならない。

- ① 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
 - ② 当該労働者の心理的な負担による自身の自覚症状に関する項目
 - ③ 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目
- (2) 検査を実施する者(同52の10)

第3章 心の健康づくり

① 検査を実施する者は、次に掲げる者(医師等)である。

- ① 医師
- ② 保健師

③ 検査を行うために必要な知識についての研修等であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

そして、検査を受ける労働者について理解、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない(同②)。

③ 実施結果の通知

事業者は、ストレスチェックを受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにならなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない(同52の12)。

心の健康づくり



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

第1編 基本用語解説

第2編 安全衛生管理体制

- 第1章 全業種
- 第2章 建設業と造船業
- 第3章 自主的安全衛生管理活動

第3編 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

- 第1章 機械による危険の防止
- 第2章 荷役運搬機械等
- 第3章 コンベヤー
- 第4章 建設機械
- 第5章 型枠支保工
- 第6章 爆発、火災等の防止
- 第7章 電気による危険防止
- 第8章 掘削作業等における危険の防止
- 第9章 荷役作業等における危険防止
- 第10章 建築物等の鉄骨の組立等作業における危険防止
- 第11章 鋼橋架設等の作業における危険防止
- 第12章 木造建築物の組立て等作業における危険防止
- 第13章 コンクリート造の工作物の解体等の作業における危険防止
- 第14章 コンクリート橋架設の作業における危険防止
- 第15章 墜落・転落災害の防止
- 第16章 通路・足場
- 第17章 作業構台
- 第18章 土石流による危険防止
- 第19章 衛生基準
- 第20章 特定元方事業者、建築物貸与者と機械等貸与者に関する特別規制
- 第21章 ボイラー及び圧力容器等の危険防止
- 第22章 クレーン等の危険防止
- 第23章 ゴンドラの危険防止
- 第24章 有機溶剤による健康障害等の防止

- 第25章 鉛作業による健康障害等の防止
- 第26章 四アルキル鉛業務における健康障害等の防止
- 第27章 特定化学物質による健康障害等の防止
- 第28章 高気圧作業における健康障害等の防止
- 第29章 電離放射線による健康障害の防止
- 第30章 放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等による健康障害の防止
- 第31章 酸素欠乏危険作業による健康障害等の防止
- 第32章 事務所における健康障害の防止
- 第33章 粉じん作業による健康障害の防止
- 第34章 石綿による健康障害の防止

第4編 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

- 第1章 機械等に関する規制
- 第2章 危険物及び有害物に関する規制

第5編 労働者の就業に当たっての措置（安全衛生教育等）

- 第1章 安全衛生教育
- 第2章 就業制限

第6編 健康の保持増進のための措置

- 第1章 作業環境測定
- 第2章 健康診断
- 第3章 心の健康づくり
- 第4章 過重労働による健康障害防止対策
- 第5章 受動喫煙防止

第7編 快適な職場環境の形成のための措置

第8編 免許等

第9編 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等

第10編 監督等

関連商品のご案内

膨大な安全衛生法規と解説等をデジタル化したWEBツール

安全衛生セレクション

- ①多岐にわたる関係法令をWEBで一括管理できます！情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます！
- ②膨大な法令をカバーするだけでなく、法令改正の概要、各種資料、改正前ニュース、FAQ、相談室など実務をバックアップする充実のコンテンツを備えていますので、法令管理の経験の過多にかかわらずご利用いただけます！
- ③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した「法規制登録簿」を登載。環境マネジメントシステムでの法令管理にも最適です！



詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!